

意見書案第4号

子ども手当の財源の全額国庫負担等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年3月15日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 大島 明

〃 岩崎善幸

〃 竹間幸一

〃 佐々木 由美子

〃 猪股美恵

## 子ども手当の財源の全額国庫負担等を求める意見書

国の平成22年度当初予算案に、中学校卒業までの子ども1人当たり月額13,000円の子ども手当の支給が盛り込まれ、給付費総額は、2兆2,554億円とされているが、平成23年度以降は、子ども1人当たり月額26,000円の支給となるため、更なる財源の確保が必要となっている。

この間、国は、平成22年度の財源確保のため、従来の児童手当との併給を持ち出し、地方自治体及び事業主の負担継続を図ったが、そのため、地方六団体はもとより、一部の地方自治体では、これを国が一方的に新たな地方負担を求めるものとし、「子ども手当の地方負担に反対する緊急声明」や給付事務のボイコットを表明した。

しかしながら、反対やボイコットに固執すれば、住民の不利益につながることは明らかであり、地方自治体の多くが、平成22年度予算案に子ども手当関連予算を計上したところである。

よって、国におかれては、地方自治体の実情を踏まえ、子ども手当の支給に当たって、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 平成23年度以降の子ども手当は、国の責任として実施すべきであり、財源は全額国庫負担とすること。平成22年度の支給に当たっては、地方の事務負担や費用負担について十分に配慮すること。
- 2 子ども手当によって目指す国の中長期ビジョンと、平成23年度以降に子ども手当を支給する上での財源確保の展望を示すこと。その際、納税者である国民の理解を十分に得られる内容とすること。
- 3 子ども手当のような現金の直接給付だけではなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮していくこと。
- 4 平成23年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、国と地方の役割分担とその理由を明確にするとともに、国と地方の十分な意見交換の場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  あて  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣